

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1
項の規定による健全化判断比率

(単位 : %)

区 分	平成30年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字 比 率		12.59	20.00
連結実質 赤字比率		17.59	30.00
実質公債費 比 率	8.3	25.0	35.0
将来負担 比 率		350.0	

実質赤字額又は連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「 - 」と表記した。

一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「 - 」と表記した。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第
1項の規定による資金不足比率

(単位：%)

事業会計名	平成30年度 決算	経営健全化 基準	備考
南相馬市水道事業会計		20.00	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号。以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工業用水道事業会計		20.00	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市病院事業会計		20.00	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市下水道事業会計		20.00	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
南相馬市簡易水道事業特別会計		20.00	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市農業集落排水事業特別会計		20.00	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
南相馬市工場用地等整備事業特別会計		20.00	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

いずれの特別会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「-」と表記した。